

規制緩和に関する要望

平成18年10月

中国経済連合会

規制緩和に関する要望

わが国の景気は、本格的な回復軌道に乗った。しかしながら、人口減少社会、経済のグローバル化のなかで、わが国が持続的かつ安定した成長を遂げていくためには、国際競争力の一層の強化が不可欠である。そうした国際競争力の強化には、税制面での支援のほか、イノベーションや生産の効率化をもたらす規制改革が必要である。

これまで「規制改革・民間開放推進会議」が推進母体となり、規制改革が進められてきた。この改革の流れのなかで、各分野において規制の緩和は実施されてきているものの、いまだ十分とはいえない。

当連合会総合政策委員会(委員長:橋本 宗利 (株)広島ホームテレビ代表取締役社長)では、さらなる改革の推進が必要との観点から、規制緩和に関する会員企業へのアンケートおよびヒアリング結果を検討のうえ、以下のとおり要望を行うものである。

項目	要望事項	要望理由・効果
確定拠出年金脱退要件の緩和	<p>確定拠出年金制度の脱退一時金を受給できる要件を緩和し、罰則金等課金を条件に加入者への一時金支給が可能となるよう要望する。</p>	<p>厳しい脱退要件のため制度普及の障害となっている。企業の退職金制度見直しの検討時における確定拠出年金（企業型）の導入、個人の老後資産形成手段としての確定拠出年金（個人型）への加入増加および制度の普及が図られる。</p>
主任技術者・監理技術者の専任で配置する要件の緩和	<p>公共性のある工作物に関する工事で請負金額が 2500 万円以上である場合においても、契約工期に比べ現場における実工事期間が非常に短い工事では、実工事期間以外は主任技術者または監理技術者の専任を解くよう要望する。</p>	<p>工事の種類によっては、契約工期に比べ現場における実工事期間が非常に短い場合がある（例：鋼構造物工事等）。実際に工事を行っていない期間の専任は合理的でない。</p>
特定工場における敷地面積に対する生産施設面積の割合の緩和	<p>特定工場の業種により敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が定められているが、工場立地の周辺状況等により弾力的な運用ができるよう要望する。</p>	<p>工場内の空き地が有効に利用されていないケースがある。工場周辺が住宅でない場合および安全性が高い業種である場合などは、生産施設面積割合の上限を緩和する対応が望まれる。</p>

項目	要望事項	要望理由・効果
幅緩和車両に積載できる貨物が、単体物に限定されている制限の緩和	車幅が 2.5mを超える幅緩和車両に積載する貨物が一定以上の固縛基準を満たした幅広鉄板等であれば、単体貨物と見なしてこれを積載できるよう緩和を要望する。	物流の効率化が図られ、事業者のみならず荷主のコスト削減にも繋がる。また、環境の保全効果も期待できる。
特殊車両の通行許可期間の延長	特殊車両の通行許可期間の延長を要望する。	通行許可期間(6 ヶ月～1 年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請経路等の変更が生じた場合は変更申請がそれぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。通行許可期間の延長により業者の事務負担とコスト軽減が図られる。
指定漁業の許可のうち、船舶の隻数および総トン数基準の緩和	漁船を建造、改造、転用する際の許可要件に繋がる、指定漁業の許可のうち船舶の隻数および総トン数基準の緩和を要望する。	現行では漁船の大型化が難しく、沖合漁業などにおいて、能力が不足し、また、外国漁船との競争において不利である。

項目	要望事項	要望理由・効果
蒸気タービン発電機を設置する際の事前届出要件の緩和	蒸気タービン発電機設置の場合も、ガスタービン発電機の場合と同様 1,000kw 未満の場合は、事前届出を不要にすべき。	蒸気タービン発電機設置の場合には、出力の大小にかかわらず事前届出が必要である。一方、同じ発電でもガスタービン発電機の場合は、1,000kw 未満の場合事前届出が不必要になっている。この規制緩和により、蒸気タービン発電機の設置が進めば、工場で発生する蒸気を有効に電気に代えることが可能となる。
産業廃棄物収集運搬業の船舶登録に関する制約	再利用目的の産業廃棄物の運搬において、自社船および裸傭船だけでなく、航海傭船にも船舶の登録を認めるよう要望する。	産業廃棄物を再利用するために遠隔地へ運搬する際、航海傭船（貨物の積揚港を決めその両港間の一航海を傭船する）を使用できず、需要地へ円滑に供給することができない。
公共岸壁を利用した産業廃棄物移動（積み出し、受け入れ）に関する制約	公共岸壁を再利用目的の産業廃棄物移動に利用できるよう要望する。また、港の管理者ごとに異なる利用基準の統一を図るよう指導してほしい。	公共岸壁を利用した産業廃棄物移動は、実質的に制約されており、自前の岸壁を持たない小規模な事業者が、再利用目的で産業廃棄物を移動させることに支障をきたしている。

項目	要望事項	要望理由・効果
バイオマスエネルギーの導入・普及に繋がる廃棄物処理法の整備	<p>一般廃棄物であるバイオマス資源を収集し利活用を行う際に、一般廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業・収集運搬業の許可等複数取得する必要がある。バイオマスの利活用の際は、これらの許可を一体化するなど新たな許可制度の整備を要望する。</p>	<p>バイオマス資源の利用は、CO2削減、廃棄物の削減にも大きな効果を示すことから、その普及を進める必要がある。しかし、廃棄物処理法のなかでバイオマス資源の取扱いが整備されていないため、その普及を阻害する要因となっている。</p>
産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請手続きの簡素化、および電子化	<p>許可申請・変更手続きについて、役員の異動に係る変更手続きに要する添付書類（住民票・登記事項証明書等）を削減する方向で見直すべきである。また、廃棄物処理法上の行政手続きについて、環境省ならびに地方公共団体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続きを簡素化・電子化すべきである。</p>	<p>許可申請・変更手続きに際して、役員全員の住民票等の提出が求められる。大規模事業者においては役員が数十人におよぶ場合もあり、かつ、多くの地方公共団体の許可を有しており手続きが煩雑である。また、電子化により、地方公共団体間で許認可情報の共有化が進めば、事業者・行政双方の事務負担の大幅な軽減が図られる。</p>

項目	要望事項	要望理由・効果
<p>廃棄物処理施設の設置および域外からの産業廃棄物の搬入等に当たっての地方公共団体との事前協議の簡略化・廃止</p>	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、指導していくべきである。（特に、リサイクル目的で域外から産業廃棄物を搬入する場合）</p>	<p>事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。規制緩和されると、有用資源のリサイクル処理が効率的になる。</p>
<p>一定規模以上の廃棄物処理施設の設置に係る都市計画審議会の開催</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。</p>	<p>都市計画審議会の開催が定期的に行われるようになれば、建築基準法に基づく諸手続きが迅速化され、廃棄物処理施設の建設が円滑に進行する。</p>
<p>流通業務地区内の立地規制</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律に基づき流通業務地区内の施設用途は制限されている。産業構造の変化に合わせ用途制限の規制緩和を要望する。</p>	<p>メーカーと小売りととの直接取引が進み、多くの卸売業が事業の再構築を迫られている。しかし、地区内では施設の用途が卸売業関連に制限されていることから、他業種への転換等が進まず、地区の停滞につながっている。</p>

項目	要望事項	要望理由・効果
外国人技能実習期間の延長	外国人技能実習制度の技能実習期間(現行研修期間とあわせ3年間)を延長するよう要望する。	外国人技能実習生が、より高度な技能を取得し、母国の産業技術発展に貢献できるよう技能実習期間を延長するべきである。

以上

平成18年10月

中国経済連合会

会長

福田 督

総合政策委員会委員長

橋本 宗利